

創業



受講料
無料

セミナー

創業計画の極意



第1弾

10月17日(木)

19:00~21:00

創業に関する基礎知識(税務編) 講師:九州北部税理士会
諫早支部所属税理士

日本は「申告納税制度」を採っていますので、事業の経理関係をきちんと整理し、税務申告も自分で行わなければなりません。独立を考えている人のなかには、「帳簿のつけ方がわからない」「決算書・申告書の書き方がわからない」「個人と法人の違いがわからない」「税務署へ提出する書類がわからない」といった税務処理について不安を感じている人は多いのではないのでしょうか。税務関係の初歩を学びます。



第2弾

11月5日(火)

19:00~21:00

創業計画書の策定 講師:松尾 忠浩 氏(中小企業診断士)

頭の中のイメージを創業計画書に書き出すことによって、自分の事業の魅力、改善点などを見直すことができ、準備不足を確認できます。さらに、事業の方向性・収益性、事業の進捗状況等も確認することが出来ます。計画性を備えていない事業に、成長・継続を期待するのは難しいと言えます。創業計画書は、自分の考えを整理するとともに、わかりやすくまとめることにより、借入金の申込や補助金等を利用・申請する際にも活用できます。事業の成長・継続に必要な「創業計画書作成」のポイントを学びます。

会 対 申 込	場 象 込	諫早商工会館 3階 中ホール(高城町5-10) 創業希望者、創業予定者、事業を始めて間もない方(3年程度) 裏面申込書に必要事項をご記入し、10月10日(木)までにFAX(24-3638)にてお申し込みください。電話(22-3323)でも受け付けております。 ※但し、駐車場はございません。お車をご利用の方は、有料の高城駐車場(30分-110円)をご利用下さい。
------------------	-------------	--

【申込先・問い合わせ先】

諫早商工会議所 中小企業振興部

諫早市高城町5-10

TEL: 22-3323

FAX: 24-3638



セミナー受講申込書



特 典

①当セミナーは、諫早市「特定創業支援事業」の認定要件の一部として位置づけられています。認定を受けると法人設立時の登録免許税の軽減、自己資金要件の緩和等が受けられます。

※「特定創業支援事業」は、当セミナー受講と当所の個別指導4回以上で認定要件を満たし、法人設立時の登録免許税が軽減されるなどのメリットを受けられます。

②当セミナー受講者限定で、専門家（中小企業診断士）に個別相談（12月4日（水））を無料で受けることが可能です。但し、創業計画書のたたき台（計画書の出来は一切問いません）を作成された方に限ります。

創業セミナー 受講申込書（FAX：24-3638）

※2回のセミナーを受講することが望ましいですが、ご希望のセミナーのみの受講も可能です。

日 程	①10月17日（木） 19:00～21:00	②11月5日（火） 19:00～21:00
ご希望の日程に○印を記入して下さい。		

氏 名	フリガナ		
住 所	〒 TEL ()		
性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
創業予定業種 または事業業種		創業予定時期 または創業時期	
事業を始めている方のみ ご記入願います	従業員数	正社員 パートアルバイト	名 名

※ご記入いただきました個人情報は慎重に取り扱い、本セミナー・個別相談会の運営・管理、その他情報提供のみに使用いたします。